Law Office YODOYABASHI

No.41



椿拾い

〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目2番22号 北浜中央ビル6階 弁護士法人 淀屋橋法律事務所 TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936

URL http://yodo-law.com

弁護士	藤	井	熏	A	弁護士	阿	部	清	司	弁護士	安	田	正	俊
弁護士	西	野	舟	ί	弁護士	黒	田	拓	志	弁護士	西	垣	昭	利
弁護士	山	本	彼一郎	3	弁護士	奥	田	直	之	弁護士	井	上	敏	志
弁護士	今	井	佐和于	_	弁護士	髙	野	史	恵	弁護士	鹿	野	耕	平
弁護士	中	嶋	俊太良	3	弁護士	松	本	京	子	弁護士	平	井	智	也
弁護士	深	江	元吉	芃	弁護士	中	濱	裕	貴	弁護士	堀	内	み	添
弁護士	松	畄	真晶	司	弁護士	斎	藤		慎	弁護士	道	Ш	由	隆



あけましておめでとうございます

昨年(2023年)は、国内的にはコロナなどの感染症、世界的にも大雨・台風・大火・大地震等の災害、ウクライナ・パレスチナ等での戦争・紛争、ロシア・中国・北朝鮮などの不穏な動き等……何かと心配ごとの多い年でしたが、皆様はよいお年をお迎えでしょうか。

ところで、近時の国際情勢は上記の通り、国家の安全保障にひとごとではない<mark>ご心配をお持ち</mark>の方も 多いと思います。

しかし、我が国は、国際紛争の解決のための戦争を放棄したという先進的な憲法の下で、1945年から 戦後80年近く他国に武力を行使したことはなく、今後とも自衛力は保持するものの、あくまで国際社会の 平和を第一義として、他国に迷惑を及ぼすことはないことを再確認、表明して国際社会の理解を得ること が、国家の防衛上、まず第一と思います。

企業も同様で、内部統制を強固なものとして、不祥事で社会に迷惑をかけることなく、社会の信用を得ることが企業発展の基礎であると思います。

当事務所も、所属弁護士一同、下記の通り、依頼者の皆様のご期待に沿えるよう、より一層精進をして まいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

本年は、そのような理念の下に歩んでいきたいと思う次第です。

なお、表紙の写真は、当事務所の元代表社員芝康司氏が海外旅行などで撮りためた写真をご提供いただいておりましたが、この度、同氏よりストックが底をついたとの連絡があり、今後は事務所のメンバー等による写真をおとどけさせていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

弁護士法人 淀屋橋法律事務所 代表社員 弁護士 藤 井 勲



昨年5月に新型コロナが5類相当となり、人の動きも戻りつつありますが、令和2年以降の流行もあって、人が動かない裁判手続のデジタル化が飛躍的に進みました。

阿部清司 代表社員 弁護士登録当時、携帯電話さえなかった我々世代でも、デジタルネイティブ世代の新しい知識を得ながらデジタル化に適応できています。

今後も、新しい知識と数多くの経験を互いに補完・融合できる共同事務所の利点を生かし、さらに良い リーガルサービスを提供していきます。

今年もよろしくお願い申し上げます。



近時、様々な企業様より、不当 要求や悪質クレーマーへの対応に ついて、ご相談やご依頼を受けて おります。一部の悪質クレーマー の存在は、企業自体の損失となる ばかりか、他の顧客への迷惑行為に となったり、対応ストレスを与えた。 もないでもない。更終な初まれた。

顧客と企業のより良い関係を築くためにも、一部のカスハラや悪質クレーマーには毅然と対応するという、そういう企業姿勢が求められる時代になってきたのだと感じています。



西野 航社員

弁護士生活も20年目に入りました。

「緻密かつ大胆」をモットーに業務に 励みますので、皆様今年もよろしく お願いします。



西垣 昭利

事務所が北浜に移転してから、 ビルの階段登りをしなくなって、 急速に体力が低下したようです。

少々のテニスより、遙かに効用が あったことを実感しており、如何に 再開するかが課題です。



黒田 拓志

早いもので弁護士登録 I 5年目に 突入しました。

今までの経験を活かしつつも、 初心を忘れず、謙虚な気持ちで皆様 のお役に立てるよう邁進して参り ます。

今年もよろしくお願いいたします。



山本 彼一郎

74才になりました。この歳になっても、この争い事の良き解決とは、どのような解決なのだろうかと悩むことしきりです。

来年も、事務所の弁護士、職員に 支えられながら、ご依頼者に寄り添って 行く所存ですので、よろしくお願い します。



奥田 直之

昨年、日本保険学会の会員になりました。具体的な研究対象や会員の属性、研究発表の方法等が相当異なっており、興味深く思っております。

日本交通法学会(理事)、日本賠償 科学会(ヒラ会員)も含め、ますます 研鑚を図りたいと思います。



今井 佐和子

長く続いたコロナ禍がようやく終息 を迎え、社会経済活動も本格的に 回復して参りましたが、急激な物価高 等、新たな難題が生じています。

刻々と変わる情勢に応じ、迅速かつ 的確な紛争解決に取り組む所存で ございます。

今年もよろしくお願いいたします。



鹿野 耕平

今年は、趣味のゴルフは一休み して、本業において新たな気持ちで 真剣に取り組む所存でございます。

本年も皆様が御健勝で御多幸 でありますよう、心からお祈り申し 上げます。



松本 京子

年々1年が過ぎるのが早くなり、 人生も折り返し地点を迎えました。 守りに入らず、チャレンジ精神を 意識して持っていきたいと思って います。

今年も宜しくお願いいたします。



深江 元哉

昨年は住宅を新築し、第2子が誕生しました。

弁護士5年目となり、私生活は大きく変化しましたが、仕事面では従前と変わらず、依頼者満足を意識した丁寧な事件処理を心掛けます。

本年も何卒よろしくお願い申し 上げます。



堀内 みづ希

弁護士になって4年目の新年を迎えました。 長かったコロナ禍もようやく落ち着き、皆様に直接お目にかかれる機会をいただけることを、非常にありがたく思っております。

本年も皆様のお役に立てるよう、より 一層の努力をもってご厚情にお応え してまいります。

よろしくお願い申し上げます。



斎 藤 恒

早いもので弁護士登録2年目と なりました。

皆様の期待に応えられるよう、 日々精進を重ねていく所存です。 本年もよろしくお願い申し上げます。



急速に変化する社会への対応力と 高度な倫理感を磨き、適切なリーガル サービスをご提供できるよう、真摯 に取り組んでまいります。

r素 本年もよろしくお願いします。



髙野 史恵

40代(もうすぐ半ば)になり、最近、 様々な年代の方のお気持ちが想像し やすくなったように感じます。

お悩みを抱えられた依頼者の方を 少しでも癒やせるよう、依頼者のお気 持ちに寄り添った丁寧なご報告と ご説明、迅速な処理を心がけて日々 精進したいと思います。



中嶋 俊太郎

本年もどうぞよろしくお願いいたし ます。

一つ一つの紛争の背景に向き 合い、真に適切な解決のあり方を 常に考えていきたいと思います。



平井 智也

弁護士IO年目の新年を迎えました。 近年は、IT化が急速に進み、裁判手続 等も変化し、社会においては、IT化に 伴う新たな法的問題も生じています。

変化する社会において、日々の研鑽を 怠ることなく、依頼者の皆様のお力に なれるよう尽力してまいりますので、本年 もよろしくお願い申し上げます。



中濱 裕貴

弁護士5年目、年齢も30歳となりました。

日々成長する我が子に負けない よう私も日々研鑽を積みたいと存じ ます。

皆様、本年もどうぞよろしく お願いいたします。



松岡 真嗣

光陰矢の如しとはよく言いますが、 あっという間に3年が過ぎ、早くも 弁護士4年目となりました。

皆様のお役に立てるよう、日々の 研鑽を怠ることなく、昨年以上に一層 努力して参る所存ですので、どうぞ よろしくお願いいたします。



道川 由降

弁護士になって最初の | 年が過ぎました。自らの力不足を痛感する毎日ですが、事件と向き合いながら日々研鑚を怠ることなく、業務に精進して参ります。

今後ともどうぞよろしくお願い 申し上げます。



コラム

淀屋橋の歴史学



amnjoz

第6回

「平安京の碁盤の目ってどの範囲?」

京都市街は碁盤の目に喩えられ、道路が東西南北に走っています。

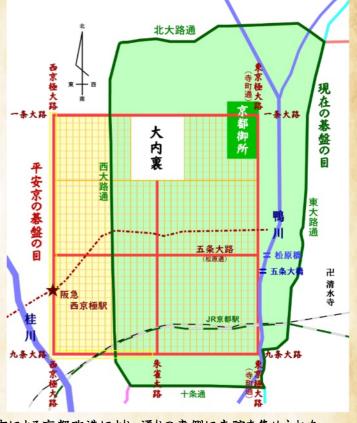
京都には東大路通、西大路通及び北大路通がありますが、南大路通はありません。かつて存在したものが消失したのではなく、もともと南大路通はないのです。東大路通、西大路通及び北大路通は、いずれも明治末期以降に都市計画道路として整備された道路であり、平安京時代からの道路ではありません。南大路通に相当するのは十条通であり、明治末期に開通しています。

現在の京都市街では、東西南北を東大路通、西大路通、十条通及び北大路通で囲まれた範囲が碁盤の目と認識されていますが、これらの道路の開通は明治末期以降と歴史は浅く、平安京の外周を画する道路ではありません(東大路通、十条通及び北大路通は平安京の碁盤の目よりも外側にありますが、西大路通は平安京の碁盤の目の内側にありますが、西大路通は平安京の碁盤の目の内側にありますが、西大路通は平安京の碁盤の目の内側にありますが、西大路通は平安京の碁盤の目の内側にありますが、西大路及び一条大路で区切られた範囲となります(ただし、九条大路の西側や西京極大路は、位置は決まっていたものの完成しなかったのではないかともいわれています。)。

ものごとにおいては、常識・定説であってもこれを疑い、自分 で調べる、考えるということが重要ではないかと思います。

自然科学では地勤説のようにコペルニクス的転回と言われることは数多くありますが、歴史上の出来事でも、その後の研究によって教科書の内容が全く異なるものになっていたり、有力な新説が提起されているものがいくつかあります。

「淀屋橋の歴史学」では、これらについて紹介させて頂きます。



東京極大路は現在の寺町通に相当します。 豊臣秀吉による京都改造により、通りの東側に寺院を集められたことから「寺町通」との名前に変わりました。

西京極大路に相当する道路は現在ありませんが、阪急「西京極」駅は西京極大路に相当する位置にあります。 童謡「牛若丸」にて源義経と弁慶が出会ったとされる「五条の橋」は、東京極大路(現在の寺町通)よりも東側 にある鴨川にかかる橋です。 当時の五条大路は現在の松原通に相当するため、当時「五条の橋」と認識されて いたであるう橋は、現在の五条大橋の位置ではありません。 そのため、源義経と弁慶が出会ったのは五条大橋 ではなく、松原橋ではないかともされています。 また、「義経記」によれば、源義経と弁慶が出会ったのは清水 観音(清水寺)の境内とされています。 いずれにしても、これらの場所は東京極大路(現在の寺町通)よりも東側 であり、平安京の碁盤の目の外(東側)ということになります。 通行人を襲って刀を奪う弁慶や、寺に預けられて ひっそりと暮らしていた源義経の出会いの場として自然な場所でもあります。

都市は時代によって変化します。 開発されたり、改造されたり、衰退したり……。 そのため、物事を考察するに あたっては時代背景の把握も重要です。

これは物事の考察一般に共通することです。 前提事実に誤認があっては、その後の考察も的外れになってしまいます。 正確な情報収集が適切な判断の第一歩といえます。

(弁護士 西 野 航)

表紙の写真 「 椿拾い 」

「しだれ梅と椿まつり」で名高い「城南宮」に行ってきました。 梅のピンク色と苔の緑色に、赤い椿が非常に映えて、とても幻想的な景色でした。 椿の花言葉は「誇り」「控えめな素晴らしさ」「謙虚な美徳」だそうです。 今年も一年、自身の仕事に誇りを持ち、けれども決して奢ることなく、日々精進

してまいります。 (撮影者 弁護士 堀内 みづ希)